

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0650)
処分担当名	同上
処分の名称	指定養育医療機関の取り消し
概要	指定養育医療機関が処分基準を満たす場合は、その指定を取り消すことができる。
根拠法令等 及び条項	母子保健法第20条（児童福祉法第20条第8項を準用する）
処分基準	指定養育医療機関が政令で定める基準に適合しなくなったとき及び児童福祉法第21条の規定に違反したとき、その他指定養育医療機関に著しく不適當であると認められる理由があるとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000200366.html
備考	